

○宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金交付要綱

令和6年8月1日
要綱第106号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している県外在住者に対して、本市での暮らしの魅力や環境を視察できる機会を提供するオーダーメイド型移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）を実施するとともに、ツアーにかかる経費の一部を予算の範囲内で補助するにあたり、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金（以下「補助金」という。）の交付について、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 愛媛県外に住所を有する者であること。
- (2) 概ね2年以内に本市への移住を検討していること。
- (3) 本市が関係する移住フェア等において、本市の相談ブースを訪問していること。
- (4) ツアー参加にあたり、次の事項への協力に同意していること。

ア ツアーに係るアンケート調査に回答すること。

イ 市が撮影したツアー中の写真及び動画について、市が移住PR等を目的に公開すること。

ウ ツアー後に移住した際には、速やかに市に報告すること。

エ その他本市の移住促進に向けたPR活動に協力すること。

- (5) 世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者でないこと。

2 同行者は同一世帯の者に限り4人までとし、同一世帯の者に過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいる場合にあっては、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる交通費

ア 公共交通機関を利用する場合は、居住地から市内宿泊施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（タクシー利用の経費、特別に発生する経費（鉄道のグリーン車利用料、航空機のプレミアムシート等）及びツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自家用車を利用する場合は、往復旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費（1キロメートル未満の端数切捨て。ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

- (2) 市内移動のために利用するレンタカーの借上げに係る基本料金
 - (3) 市内宿泊施設の宿泊料又は賃借料（宿泊料に飲食費が含まれる場合は当該費用を除き、1人1泊あたり7,600円を上限とする。以下「宿泊料」という。）
 - (4) その他市長が必要と認めた経費
- 2 往復旅程について、交通費及び宿泊料が一体となったパック商品（以下この項において「パック商品」という。）を利用するときは、前項の規定にかかわらず、当該パック商品の料金を補助対象経費とする。（パック商品に交通費及び宿泊料以外の経費が含まれる場合は当該経費を除く。）
- 3 補助対象とする期間は原則2泊3日以内とする。ただし、自己負担による延泊を妨げない。

（補助対象外経費）

第4条 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) ツアーの参加に必要と認められない個人的な支出に係る費用
- (2) 公共交通機関、自家用車及びレンタカー以外の交通手段に係る費用
- (3) 公共交通機関及び宿泊施設等のキャンセル料並びに変更手数料等（ただし、市の都合でツアー行程の全部若しくは一部を中止し、又は延期した場合はこの限りでない。）
- (4) その他補助対象として適当でないと判断される費用

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の範囲内とし、一人あたり5万円、一世帯あたり15万円を上限とする。ただし、同行者がツアー開始日時時点で3歳以上かつ小学生以下である場合の当該同行者に係る補助金の額は一人あたり2万5千円を上限とし、3歳未満である場合は補助金を交付しない。（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

（交付申請）

第6条 前条の規定によりツアーへの参加が決定した場合において、申請者は、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、原則としてツアー実施希望日から起算して14日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を精査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付けることができる。

（変更及び中止）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請の内容を変更又は中止しようとするときは、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認したときは、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、ツアー終了日から起算して30日を経過する日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、支出に係る領収書等を添えて宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、宇和島市オーダーメイド型移住体験ツアー補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 関係法令又はこの要綱に違反したとき。

（2） 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

（3） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が給付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。